

令和 8 年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和 7 年 5 月 23 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

(2) 学校の実態や教育目標等を十分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

3 その他

採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。